

教育予算の拡充等に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則にのっとり教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えてきた根幹的制度である。

しかしながら、国においては、義務教育費国庫負担制度について、平成18年4月から国庫負担の割合を3分の1に引き下げる改正が行われたところである。また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、平成23年度から小学校1年生の学級編制の標準が35人に引き下げられたところではあるが、平成24年度からの小学校2年生における35人以下学級の実施に当たっては法改正を行わず、定数の加配による対応にとどまっており、個に応じたきめ細かな指導や教育を推進する上で大きな課題となっている。

また、県費負担教職員給与負担事務の指定都市への移譲に当たっても、国による適切な地方財政措置が必須となる。

教育が未来への先行投資であることを考えると、教職員の人材確保や学校施設の整備など教育環境を等しく整えていくためには、教育予算を充実していくことが極めて重要である。

よって、政府におかれでは、少人数学級の実現を可能とする大幅な定数改善を実施すること、義務教育費国庫負担制度の精神を尊重し、教育の充実に向けて国の予算を拡充していくことを強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月3日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛て

横浜市会議長

佐藤祐文